

特定非営利活動法人千葉県市民後見人支援センター 会員規約

この会員規約(以下「本規約」とします)は、特定非営利活動法人千葉県市民後見人支援センター(以下「当法人」とします)と、当法人の会員(以下「会員」とします)との関係に適用します。

第1条(目的)

当法人は、会員との間に本規約を定め、定款に定めた事項及びこの規約に従い当法人の運営を行います。

第2条(会員の活動)

会員は当法人が被後見人、被保佐人、被補助人等の身上監護も含む業務を受任することを充分理解し、その後見業務に支障が出ない様、必要な時間を調整するなど、相互に協力し可能な限り活動に参加することとします。

第3条(会員の定義)

1. 会員とは、当法人の全ての種類の会員の総称です。
2. 正会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められた個人および団体の会員をいいます。
3. 賛助会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められた個人および団体をいいます。

第4条(入会申込)

入会の申込をする方は、当法人が別に定める入会金、年会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入し、当法人に提出することとします。

第5条(入会金及び年会費)

入会金および年会費は次のように定めます。

正会員 入会金 15,000 円 年会費 6,000 円(500 円/月)

賛助会員 入会金 30,000 円 年会費 12,000 円

年会費は毎月事務局あてに支払うこととします。

会費は、後見業務のための交通費等の実費経費、賠償責任保険の保険料、研修等の参加費のみに使用します。

第6条(入会の成立)

入会は、第3条に定める入会申込に対して、事務局が入会を承諾したときに成立します。

第7条(入会申込の拒絶)

当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合があります。

1. 申込書に虚偽の事項を記載した場合
2. 入会申込者がかつて除名された者であった場合

第8条(会員資格の有効期間)

1. 会員資格有効期間の起算日は、当法人が入会を承認した日から1年間とします。
2. 会員資格有効期間は毎月の会費を納入することにより自動的に1年延長され、以後も同様とします。

第9条(総会における議決権)

当法人は年1回の定例総会と不定期に開催される臨時総会において、当法人の運営に関する決定を行

います。総会の詳細については当法人の定款をご覧ください。

1. 正会員には当法人の総会における議決権があります。一個人につき1議決権です。
2. 賛助会員には議決権がありませんが、参考意見を述べることができます。

第 10 条(個人会員の資格継承)

1. 個人の資格で入会した会員が退会あるいは死亡した場合には、当該会員の会員資格は失われます。第三者への資格継承はできません。

第 11 条(団体会員の資格継承)

1. 団体の資格で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかに書面によりその旨を当法人に通知する必要があります。
2. 第 6 条(入会申込の拒絶)の規定は前項の場合についても準用します。

第 12 条(会員情報の変更)

1. 会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当法人に通知する必要があります。
2. 前項に規定する変更通知の不備によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、当法人はその責を負わないものとします。

第 13 条(退会)

退会しようとする場合は、退会届を提出し、事務局の承認を得て退会することができます。

第 14 条(会員資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失します。

- (1)退会したとき。
- (2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

第 15 条(禁止事項)

1. 会員は、当法人名称若しくはこれを連想させる名称を無断で使用して活動を行ってははいけません。
2. 会員は、他の会員に対し、特定の宗教を信仰する立場から行われる入信活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってははいけません。
3. 会員は、他の会員に対し、営利を目的とした営業活動、宣伝活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってははいけません。
4. 会員は、他の会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等)のプライバシー保護のため、その取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。
5. 会員は、当法人の活動目的を十分に理解し、当法人の他の会員の個人情報はもちろん、活動によって知り得た関係者の個人情報、その他のあらゆる情報の保護に十分注意するものとし、これらを外部に漏洩してはいけません。
6. 前々項及び前項の規定は会員の退会後にも摘要されます。
7. 会員は無断で当法人の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってははいけません。

第 16 条(プライバシー保護)

当法人は、「個人情報保護方針」に従い、保有する会員の個人情報、及び関係者の個人情報、その他のあらゆる情報に関して適用される法規を遵守するとともに、それらを適切に取り扱うものとします。

第 17 条(除名)

1. 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することがあります。
 - (1) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (2) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、パブリシティ権、著作権、その他の権利を侵害した場合
 - (3) この会員規約に違反した場合
 - (4) その他、当法人が会員として不適当と判断した場合
2. 除名の決定は当法人の理事会で議決され、議決する前に当該会員には弁明する機会が与えられません。

第 18 条(会員資格の解除)

1. 会員は当法人に対し、書面で通知することにより、会員の資格を解除することができます。解除の効力は当該通知に指定された日時に生じるものとします。
2. 前項の規定により、会員資格が解除された場合、一度払い込まれた会費の返還は受けられません。

第 19 条(損害賠償)

1. 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとします。
2. 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されます。

第 20 条(会員規約の変更)

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがあります。

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとします。

本規約は 2011 年 6 月 24 日より実施します。

- ・2012 年 10 月 1 日改正
- ・2020 年 6 月 27 日改正